

岩手県告示第735号

鳥獣保護区の存続期間の更新（平成16年岩手県告示第767号）で告示した西根町松川鳥獣保護区、湯田ダム鳥獣保護区、湯田町湯本鳥獣保護区、田老町保養基地鳥獣保護区、岩泉町櫃取鳥獣保護区及び山形村山形鳥獣保護区の区域の表示を次のとおり変更した。

平成26年10月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 変更後の西根町松川鳥獣保護区の区域の表示 八幡平市地内の国道282号と市道谷地田線との交点を起点とし、起点から国道282号を南に進み市道いこいの村線との交点に至り、同点から同市道を南西に進みさらに北に進み市道植立水沢線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道日影蟹沢線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道中台線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道小巾線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道岡崎線との交点に至り、同点から同市道を北東に進みさらに北西に進み一般県道焼走り線との交点に至り、同点から同一般県道を北東に進み市道薬師線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道朝日線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道大宮線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道寺道線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道森腰線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道曾根線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み主要地方道大更八幡平線との交点に至り、同点から同主要地方道を北西に進み市道谷地田線との交点に至り、同点から同市道を北東に進みさらに南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 2 変更後の湯田ダム鳥獣保護区の区域の表示 和賀郡西和賀町地内の国道107号と一般県道ほっとゆだ停車場線との交点を起点とし、起点から国道107号を北東に進み町道川尻湯田線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道湯本清水ヶ野線との交点に至り、同点から同町道を南に進み主要地方道盛岡横手線との交点に至り、同点から同主要地方道を南東に進み国道107号との交点に至り、同点から同国道を東に進み湯田ダム管理道路との交点に至り、同点から同管理道路を東に進み湯田ダム堤体との交点に至り、同点から同堤体を南に進み湯田ダム右岸との交点に至り、同点から同ダム右岸を西に進みJR北上線との交点に至り、同点からJR北上線を西に進み町道本内大荒沢線との交点に至り、同点から同町道を北西に進みさらに南西に進み町道丸子峠線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み一般県道ゆだ錦秋湖停車場線との交点に至り、同点から同一般県道を北西に進み町道大石笹原線との交点に至り、同点から同町道を西に進みJR北上線との交点に至り、同点からJR北上線を北西に進み湯田ダム右岸との交点に至り、同点から同ダム右岸を北西に進み町道松倉あやめ公園線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み一般県道湯川温泉線との交点に至り、同点から同一般県道を北に進み一般県道ほっと湯田停車場線との交点に至り、同点から同一般県道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 3 変更後の湯田町湯本鳥獣保護区の区域の表示 和賀郡西和賀町地内の主要地方道盛岡横手線と町道湯之沢長松線との交点を起点とし、起点から主要地方道盛岡横手線を北西に進み町道湯本清水ヶ野線との交点に至り、同点から同町道を北に進み主要地方道盛岡横手線との交点に至り、同点から同主要地方道を北に進み旧湯田町と旧沢内村の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み町道湯本槻沢線との交点に至り、同点から同町道を南に進み歩道槻沢赤石線との交点に至り、同点から同歩道を東に進み国有林と民有林の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み町道大水上赤石線との交点に至り、同点から同町道を南に進み町道湯之沢長松線との交点に至り、同点から同町道を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 4 変更後の田老町保養基地鳥獣保護区の区域の表示 宮古市田老地内の国道45号と市道小堀内青の滝線の交点を起点とし、起点から国道45号を北に進み市道石畑水沢線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道水沢海岸線との交点に至り、同点から同市道を南に進みさらに東に進み小堀内漁港の海岸線に至り、同点から同海岸線を南に進みヨウゲ沢左岸との交点に至り、同点から同沢左岸を上流に進み市道小堀内青の滝線との交点に至り、同点から同市道を西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 5 変更後の岩泉町櫃取鳥獣保護区の区域の表示 下閉伊郡岩泉町地内の一般県道大川松草線と三陸北部森林管理署国有林546林班と544林班、543林班及び545林班の境界との交点を起点とし、起点から一般県道大川松草線を南に進み下閉伊郡岩泉町と宮古市の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み下閉伊郡岩泉町と盛岡市の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み三陸北部森林管理署国有林546林班と544林班、543林班及び545林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み起点

に至る線に囲まれた一円の区域

- 6 変更後の山形村山形鳥獣保護区の区域の表示 久慈市山形地内の国道281号と主要地方道一戸山形線との交点を起点とし、起点から国道281号を南西に進み一般県道戸田荷軽部線との交点に至り、同点から同一般県道を西に進みさらに北東に進み市道荷軽部線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み主要地方道一戸山形線との交点に至り、同点から同主要地方道を東に進みさらに南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域